

2012. 1

Law Office YODOYABASHI

No.17



空へ

〒541-0041 大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com> E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

弁護士	山本	寅之助	弁護士	芝	康司	弁護士	藤井	勲
弁護士	山本	彼一郎	弁護士	太田	真美	弁護士	阿部	清司
弁護士	出口	みどり	弁護士	奥田	直之	弁護士	安田	正俊
弁護士	井上	敏志	弁護士	今井	佐和子	弁護士	西野	航
弁護士	高野	史恵	弁護士	松葉	健	弁護士	稲垣	真理
弁護士	黒田	拓志	弁護士	鹿野	耕平	弁護士	中嶋	俊太郎
弁護士	松本	京子						

現在、ドル安とユーロ安が同時に進行しています。数年前の円安時のレートと比べると、ドルは対円で45円程度安くなり、ユーロは対円で60円以上安くなっています*1。

為替レートの変動は、外国と貿易を行う業者（トヨタ、パナソニック等）、海外投資家に直接影響を与える重大な事柄ですが、これが起こる（逆に是正する）のは基本的には、その国の①通貨法制、②為替レート法制、③中央銀行が行う金融政策の法制によります。①から③についての現在の法制を確認しましょう。

1 本位通貨が紙幣か貨幣か

金銭債務の弁済に使える通貨を「法定通貨」や「法貨」といいますが、日本の法貨は日本銀行券と貨幣のみです*2。貨幣は額面価格の20倍までしか通用力がなく*3、紙幣＝日本銀行券が無制限通用力を有します*4。貨幣の原料は政令により1円アルミ、5円黄銅、10円青銅、50円・100円・500円白銅とされています。

これとは逆に貨幣に無制限通用力を認め、貨幣の原料を金とするのが金本位制です。第一次世界大戦までは日本を含めた多くの国が金本位制を採用していました*5。金本位制が採用されていた当時、1円＝0.75グラムの金＝0.5ドルでした*6。

2 金本位制→固定相場制

金本位制を採用した国の為替レートは、金を通じて自ずと決まりますから、固定相場制が基本となります。

1971年までアメリカはドルと金との兌換を保証し、各国はドルと為替レートを固定していました（金為替本位制）。第2次世界大戦後、1ドル360円だった時代です。

ところが、1971年、アメリカはドルと金の兌換を保証しなくなったため、各国の通貨の価値の仲立ちをするものがなくなったため、必然的に変動相場制となりました。

3 法貨発行主体＝中央銀行

通貨を発行する者はその国の中央銀行とする制度に収斂されています。日本では日本銀行券を発行する日銀、ユーロ加盟23国ではユーロを発行する欧州中央銀行（ECB）、アメリカではドルを発行する連邦準備銀行です（連邦準備銀行は12ありますが、これを統括する連邦準備制度理事会（FRB）が実質的に中央銀行の役割を果たします）。

4 物価の安定を使命とする中央銀行＝金融政策を行う権限と責任主体

日本銀行は、物価の安定を使命として*7、金利の上げ下げ、国債の売り買いを通じて流通する日本銀行券の量を管理する金融政策を行う権限と責任があります。ECB、FRBの使命も同様です。

5 最後の貸し手＝中央銀行→為替レートの安定に果たす役割は大きい

為替レートの安定は、中央銀行の使命ではありません。

しかし、中央銀行には最後の貸し手として信用秩序を守る役割があります（日銀法38条1項。具体例―昭和40年不況における山一証券への日銀特別融資）。

今回のユーロ安の原因は、結局は、銀行が保有するギリシャ等の国債が債務不履行となり、なりそうだ、ということから、銀行が実際に倒産し、また倒産の危険が高まることにより、銀行から事業会社への貸出が困難となり、また国民の資産が減少することにより経済が停滞することが一番の理由です。

そうすると、ECBが最後の貸し手としての役割を果たし、銀行が守られることがユーロ安を止めることにつながるといえます。

6 まとめ

インフレを発生させず、またデフレを食い止めることが日銀の使命ですが、通貨安を食い止める役割として中央銀行が果たす役割は大きいのです。

その意味で今回のユーロ安において果たすECBの役割は重要です。

中央銀行にはおしなべて判断の自主性が認められています*7。中央銀行は、ポピュリズムに影響されることなく、各国の財政規律を歪めさせないように、金融政策を行う必要があるのです。

【脚注】

- *1 1ドルは、2007年7月に約124円→2011年12月約78円
1ユーロは、2008年7月に約169円→2011年12月約102円
- *2 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律2条3項
- *3 同法7条
- *4 日銀法46条2項

- *5 旧貨幣法
- *6 1897年～1914年ころまで、1930年～31年
- *7 日本銀行法2条
- *8 日銀法3条1項、5条2項



淀屋橋の宇宙学



第3回「ヒッグス粒子」

昨年12月、LHCの実験で、「ヒッグス粒子」の存在が99.98%の確率で確認され、新聞紙面を賑わせました。これは質量の起源になる粒子で、科学者達からは「神の粒子」とあだ名されています。

よく、「この物質の質量は10kg…」などと表現されますが、「質量」とは、その物質の「動かしにくさ」のことです。つまり、重い物質（質量の大きい物質）ほど、動かすのに大きな力が必要で、その動かしにくさのバロメータが質量なのです。

では、物質はどうして「質量」を持つのでしょうか？。その理由については、次のように説明されています。

1 質量の98%はクォーク・反クォーク凝縮から

クォークとは、原子核を作る材料となっている粒子です。ビッグバンから100万分の1秒後、それまで宇宙を自由に飛び回っていたクォークが、エネルギーを失い、あるものは原子核となり、また、あるものは真空中で凝縮しました。よって、現在、真空には、たくさんのクォークと反クォークがペアとなって凝縮しています。「凝縮している」とは、エネルギーが最低の状態である真空中に埋もれている、といったイメージです。

この真空を、物質が運動しようとする、真空中のクォーク・反クォークにぶつかりながら進むことになるので、「動かしにくさ」（つまり「質量」！）が生じるのです。

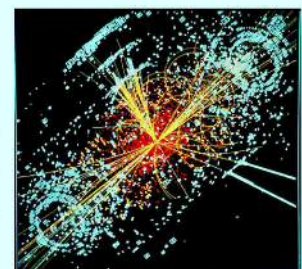
しかし、この理由で説明ができる質量は、物質の質量全体の98%までです。物質には、もともとわずかな質量（約2%）があったと考えられており、この2%の質量の起源は、クォークでは説明できません。

2 最初の2%はヒッグス凝縮から

そこで、この2%の質量の起源を説明するのに必要なのが「ヒッグス粒子」です。

ビッグバンから100億分の1秒後、それまで宇宙を自由に飛び回っていたヒッグス粒子が、エネルギーを失って真空中に凝縮します。そのため真空はヒッグス粒子で満たされ、真空中を進む物質は、このヒッグス粒子の抵抗を受けて「動かしにくく」なります。こうして、まず2%分の質量が生じ、その後、先ほどのクォーク凝縮が起こって残り98%の質量が生じて、現在の宇宙になったと考えられています。

それにしても、私を含むメタボな皆さんが、健康診断のたびに医者からダイエットを指導されるのは、もとはと言えばこのヒッグス粒子が質量を発生させたためです。この粒子さえなければ、夜中にどんぶりを何杯食べようが体重はゼロのままだったのに。嗚呼、なんて余計なことをしてくれる粒子なのでしょう。「神の粒子」というよりは「悪魔の粒子」…??



CERNのLHCCMS実験で得られたヒッグス粒子データの例 (Lucas Taylor)



法律事務所からのアドバイス

第11回 労働紛争の解決機関



国民の多くは賃金生活者ですから、労働紛争は重要な分野となります。そのため、裁判、調停以外にも、個別的労働紛争を解決する機関は下記のとおり多く存在します。困ったときは以下の情報を活用して下さい。

1 裁判所による解決

労働審判法に基づく手続き（平成18年4月1日施行）。

当事者が裁判所に対して労働審判手続きの申立をすると、裁判官1名と学識経験者等2名の者として構成される労働審判委員会が証拠調べをし、紛争解決の調整を試みます。審理は3回以内の期日で終結することが義務づけられ（同法5条2項）、解決に至らない場合は審判をします。審判に対して異議の申し立てが可能で、この場合は訴訟に移行します。

裁判よりも迅速・適切に解決できるメリットがありますが、訴訟に近いので弁護士に代理人を依頼する必要が高くハードルが高いデメリットがあります。

2 厚生労働省の都道府県労働局長による解決

(1) 個別労働関係紛争解決促進法に基づく手続き（平成13年10月成立）

同法に基づき、当事者は各都道府県にある労働局長に解決のあっせんを求めることができます。

実際のあっせんは、労働局長から委任を受けた紛争調整委員会によりなされます。使用者の参加は強制されず、また仲裁ではないので途中離脱も可能な制度です。その意味で調停に近いですが、弁護士や専門家があっせんを試みるので適正な解決がもたらされることもあると思われる制度です。

同法を根拠として都道府県労働局長に対し、情報の提供、助言を求めることができ、他方当事者に対する助言・指導を求めることができます。実際の担当部局は大阪・京都であれば労働局の総合労働相談コーナーです（大阪は0120-939-009、京都は0120-829-100）。解決機関ではありませんが、気軽に相談できるので有効な手段と思われるます。

(2) 職場での男女均等、育児・介護、パートに関する分野の紛争については、労働局長に援助を求めることもできますし、弁護士や学識経験者等の専門家で構成される調停での解決を求めることもできます。

実際の担当部局は都道府県労働局にある雇用均等室です（大阪では06-6941-8940）。

3 都道府県労働委員会による解決

都道府県労働委員会とはかつての地労委です。同委員会は基本的には労働組合と使用者との間の紛争の調整を行う機関ですが、上記個別的労働関係紛争解決促進法20条が地方公共団体に対し地域の実情に応じた施策を求めたことに基づき、多くの地方公共団体は条例等で都道府県労働委員会にも労働局同様の紛争あっせん機関を設けています。

労働局におけるあっせん手続きの方が広く知られているようですが、メリット・デメリットは同じと思われる制度なので状況に応じ選択をして下さい。

新年のご挨拶

本年もよろしく願いいたします。

昨年は東日本大震災をはじめ、雨台風の被害など多くの自然災害に見舞われた年でした。

しかし、我国日本は、いろいろな批判や問題は抱えつつも、着々と復興の歩みを進めている素晴らしい国です。

この新しい年も、私達は被災者の方々にも思いをよせ、共に歩んで行きたいと思ひます。

なお、当事務所の芝康司弁護士は昨年喉頭癌の手術を受け、今は元気に事務所に復帰していますが、残念ながら声を失いました。

しかし、永年の経験と知見により事務所の知恵袋として活躍しておりますので、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

平成24年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

表紙の写真

姫路で開かれた凧揚げ大会の一コマです。当日、風が余り強くなく、大凧はなかなか揚がってくれませんでした。（芝）